

障害を理由とする差別の解消の推進に関する三次市教育関係職員 対応要領

（目的）

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、教育関係職員（三次市立小中学校及び三次市学校給食共同調理場に勤務する職員（臨時的任用者、非常勤講師等を含む。）をいう。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「教育委員会」とは、三次市教育委員会をいう。

2 この要領において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第3条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(管理者の責務)

第5条 三次市立小中学校及び三次市学校給食共同調理場の所属長（以下「管理者」という。）は、前2条の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理している職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、管理している職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を教育委員会事務局学校教育課及び三次市立小中学校に置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に障害の特性に応じて必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談者の用意した意思疎通のための器具や手段については、原則として利用を認めるとともに、相談者の意思疎通を補助し、又は支援する同伴者については、原則として同席を認めるものとする。
- 4 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者の意向やプライバシーに配慮しつつ、関係者等において、情報共有を図り、早期の解決に努めるものとする。
- 5 相談窓口は、プライバシーに配慮し、寄せられた相談等を以後の相談等において活用するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

(対応措置)

第7条 相談窓口に寄せられた相談等について、事実関係の調査及び確認の結果、

職員が障害者に対して不当な差別的取扱いをした，又は過度な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかったと確認された場合は，事案の内容や程度に応じ，懲戒処分を含む人事管理上の措置に付されることがある。

（研修・啓発）

第 8 条 教育委員会事務局学校教育課，三次市立小中学校又は三次市学校給食共同調理場において，障害を理由とする差別の解消の推進を図るため，職位や業務に応じて必要な研修・啓発を行うものとする。

2 特に，新たに職員となった者に対しては，障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために，必要な研修を実施するものとする。

3 職員に対し，研修資料及び啓発資料により，障害の特性や多様性を理解させ，障害者に適切に対応するよう，意識の啓発を図るものとする。

附 則

この要領は，平成 2 8 年 7 月 2 7 日から施行する。